

雲南市における自治体システム標準化対応に係る
情報提供依頼（RFI）

令和7年9月

雲南市総務部情報システム課

1. 情報提供依頼（RFI）の概要

（1）件名

雲南市における自治体システム標準化対応に係る情報提供依頼（RFI）

（2）背景及び目的

雲南市では、国が制定した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）に基づき、標準化対象20業務について国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という）への移行に向けて検討を行っております。

今回のRFIは、地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、改めて各事業者様の本市に対する標準準拠システムの提供意向等を把握することを目的としています。

（3）基本方針

本市ではガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを利用することを想定しており、標準化対象業務（介護保険業務を除く）及び一部の標準化関係業務システムについて一括調達する予定です。

ただし、標準化対象業務システムのうち、現時点で一括調達を検討しているのは戸籍業務、戸籍の附票業務、生活保護業務、国民健康保険及び介護保険業務を除く15業務です。

そのほか、共通機能システム7業務、標準化対象外システム7業務も併せて一括調達することを検討しています。

（4）システム概要

本市の現行システム概要図は別紙1のとおりです。また、主要システムの一覧は別紙2のとおりです。

（5）標準仕様書等の版数について

本市が現在運用している業務及び参考になっている標準仕様書は以下のとおりです。

No	業務名	仕様書・版数
1	児童手当	児童手当システム標準仕様書【第2.0版】
2	子ども・子育て支援	子ども・子育て支援システム標準仕様【第1.2版】
3	住民基本台帳	住民記録システム標準仕様書【第6.0版】
4	印鑑登録	印鑑登録システム標準仕様書【第3.3版】
5	選挙人名簿管理	選挙人名簿管理システム標準仕様書【第1.4版】
6	個人住民税	税務システム標準仕様書【第5.0版】

7	固定資産税	税務システム標準仕様書【第 5.0 版】
8	法人住民税	税務システム標準仕様書【第 5.0 版】
9	軽自動車税	税務システム標準仕様書【第 5.0 版】
10	就学	就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第 3.1 版】 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第 4.0 版】
11	健康管理	健康管理システム標準仕様書【第 4.0 版】
12	児童扶養手当	児童扶養手当システム標準仕様書【第 3.0 版】
13	障害者福祉	障害者福祉システム標準仕様書【第 5.0 版】
14	後期高齢者医療	後期高齢支援システム標準仕様書【第 1.3 版】
15	国民年金	国民年金システム標準仕様書【第 1.4 版】
16	データ要件・連携要件	データ要件・連携要件標準仕様書【第 4.1 版】
17	共通機能	共通機能標準仕様書【第 2.5 版】

※各システム標準仕様書の機能要件・帳票要件等の必須要件については、適合基準日が本稼働日以前である要件を備えているものとします。

（６）雲南市が想定しているスケジュール

本市が想定しているスケジュールは別紙 3 のとおりです。令和 8 年度末（令和 9 年 3 月）までに標準化対応し、令和 9 年 4 月に標準準拠システムの本稼働を目指します。詳細なスケジュールについてはベンダー決定後、両者協議の上決定します。

2. 情報提供依頼（RFI）の手続き

（１）情報提供依頼内容

- ①RFP 参加の可否
- ②標準化対象業務ごとの確認事項
- ③その他、標準化に必要な確認事項

（２）情報提供依頼（RFI）のスケジュール

①情報提供依頼に関する質問事項受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 17 日（金）まで

②情報提供依頼に関する質問事項に対する回答

令和 7 年 10 月 21 日（火）15 時 00 分に雲南市ホームページに掲載

③情報提供依頼回答書提出期限

令和 7 年 10 月 29 日（水）15 時 00 分まで

（３）提出方法

- ①提出 先：雲南市総務部情報システム課宛て

②提出物：様式1（様式1－1及び様式1－2）

③メールアドレス：jyouhousystem@city.unnan.shimane.jp

④メール表題：【自治体システム標準化に係る情報提供依頼回答】提出事業者名

※提出事業者名の箇所には、貴社の名称を記載してください。

質問を提出する場合、上記表題の「回答」部分を「質問」に変更してください。

3. 情報提供依頼に関する留意事項

- （1）本情報提供依頼は、前回情報提供依頼の結果を踏まえた上でのより詳細な情報収集を目的としており、この結果のみをもって事業者選定を行うものではありません。
- （2）本情報提供依頼はすべての業務について一括での調達を前提としていますが、一部の業務で令和9年4月の本稼働に間に合わない場合は、その業務について稼働可能な時期を回答してください。
- （3）資料提供いただいた回答者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。
- （4）回答いただいた内容については、今後、システムの調達仕様、調達スケジュール等に反映する場合があります。
- （5）本依頼書の実施に要する一切の費用は、回答者の負担とします。
- （6）提出された資料は、返却しません。
- （7）提出された情報は、本市が標準準拠システムへ移行するための参考としてのみ利用し、他の用途には利用しません。
- （8）不明点について確認が必要な場合は、令和7年10月17日（金）までに様式2質問票により、電子メールにてお問合せください。

4. 問い合わせ先

雲南市役所総務部情報システム課（担当：門脇、清水、田中）

電話 0854-40-1101

メール jyouhousystem@city.unnan.shimane.jp